

「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」の一部改正についての概要

1 改正の理由

平成23年8月「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立したことに伴い、バリアフリー化が特に必要なものとして国が定める道路（以下「特定道路」という。）及び、園路やトイレなどの都市公園施設（以下「特定公園施設」という。）に係るバリアフリー化のための技術的基準の設定が、条例に委任されることとなった。

これを踏まえ、本県及び県内市町村は、特定道路及び特定公園施設に関する技術的基準を定めるための条例（以下「道路条例等」という。）をそれぞれ制定し、施行することになった。

現行のみんなのバリアフリー街づくり条例では、特定道路及び特定公園施設を含め、県内の道路及び都市公園等を対象として技術的基準を定めているため、道路条例等において定められる技術的基準と重複が生じないように、所要の改正を行うものである。

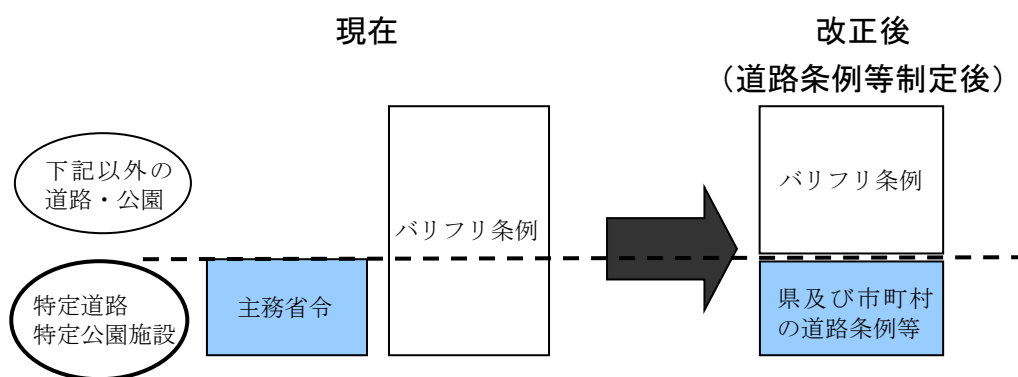
2 改正の内容

道路条例等で規定することとなる特定道路及び特定公園施設の構造及び設備の整備について、適用除外を追加する。

3 施行期日

公布の日

【条例改正イメージ】



※ 特定道路及び特定公園施設（以下「特定道路等」という。）については、これまで主務省令とバリアフリー条例で二重の基準が定められていたが、今回の改正により、県及び市町村の道路条例等が適用される特定道路等についてはバリアフリー条例の適用除外とする。